

◎国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

(令和五年四月一四日法律第一二号)

一、提案理由 (令和五年三月一五日・衆議院財務金融委員会)

○鈴木国務大臣 ただいま議題となりました株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案及び国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

現在、ウクライナの復興支援や公衆衛生危機への対応強化が国際的な喫緊の課題となっている中、国際復興開発銀行において、こうした課題への対応を目的とした基金の設立が進められております。

政府は、国際復興開発銀行が果たす役割や、本年のG7議長国として日本が国際社会でリーダーシップを発揮することの重要性に鑑み、同銀行が加盟国の復興又は開発を支援するために設ける基金に対して国債による拠出を可能とするため、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、国際復興開発銀行に設けられる基金に対し、予算で定める金額の範囲内で国債による拠出を可能とすることとしております。

第二に、当該基金に対して、外国通貨建て国債による拠出を可能とすることとしております。

以上が、株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案及び国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院財務金融委員長報告 (令和五年三月二四日)

○塚田一郎君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案は、同銀行が加盟国の復興等を支援するために設ける基金に対し、国債による拠出を可能とするものであります。

両案は、去る三月十五日当委員会に付託され、同日鈴木財務大臣から趣旨の説明を聴取し、十七日から質疑に入り、二十二日質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、順次採決いたしましたところ、株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案は賛成

多数をもって、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案は全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、両案に対しそれぞれ附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（令和五年三月二二日）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 国際復興開発銀行のウクライナ向け融資を信用補完する枠組みとして同銀行に新設される基金が、ウクライナ支援のために十分な役割を果たせるよう、同基金への参画を各加盟国に対し積極的に働きかけるとともに、我が国から外貨建て国債を抛出するに当たっては仮に償還が必要となった場合の為替リスクを極小化するよう努め、将来の更なる抛出については、ウクライナの状況を踏まえた適切な規模の金額とし、効率的かつ効果的な支援となるよう十分検討すること。

三、参議院財政金融委員長報告（令和五年四月七日）

○酒井庸行君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、財政金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案は、ウクライナの復興支援等を目的として国際復興開発銀行に設けられる基金に対し、国債による抛出を可能とする等の措置を講じるものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、民業補完の原則の下での国際協力銀行の業務の在り方、ウクライナの復興支援のための基金の設立に向けた取組等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して岩淵友委員より、株式会社国際協力銀行法改正案に反対、国際通貨基金及び国際復興開発銀行加盟措置法改正案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、株式会社国際協力銀行法改正案は多数をもって、国際通貨基金及び国際復興開発銀行加盟措置法改正案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し、それぞれ附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（令和五年四月六日）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 国際復興開発銀行のウクライナ向け融資を信用補完する枠組みとして同銀行に新設される基金が、ウクライナ支援のために十分な役割を果たせるよう、同基金への参画を各加盟国に対し積極的に働きかけるとともに、我が国から外貨建て国債を抛出する

に当たっては仮に償還が必要となった場合の為替リスクを極小化するよう努め、将来の更なる拠出については、ウクライナの状況を踏まえた適切な規模の金額とし、効率的かつ効果的な支援となるよう十分検討すること。

二 国際機関の活動や我が国の貢献について国民の理解を得るために、日本語表記を含めた広報活動や情報公開のより一層の充実に努めること。

右決議する。